

令和2年度 第3回 茨城地方最低賃金審議会次第

令和2年8月5日（水）

1 開 会

2 議 題

- (1) 専門部会報告・金額審議
- (2) 茨城県最低賃金改正について
- (3) 茨城県特定最低賃金改正の必要性の有無について(諮問)
- (4) その他

3 閉 会

令和2年度 第3回 茨城地方最低賃金審議会 資料

令和2年8月5日（水）

No.1 令和2年度 地域別最低賃金改定状況 …P216

No.2 令和2年度 特定最低賃金改正決定に関する申出の状況 …P217

令和2年度 地域別最低賃金改定状況

資料No. 1

R2.8.4現在

結果日	都道府県	ランク	2年の額	元年の額	引上げ額	目安額	目安額±	備考	特力算出不対象
1	東京	A		1013円	-1013円	-	-		
2	神奈川	A		1011円	-1011円	-	-		
3	大阪	A		964円	-964円	-	-		
4	愛知	A		926円	-926円	-	-		
5	埼玉	A		928円	-928円	-	-		
6	千葉	A		923円	-923円	-	-		
7	京都	B		909円	-923円	-	-		
8	兵庫	B		899円	-899円	-	-		
9	R2.8.4	静岡	B	885円	885円	-	-		
10		三重	B		873円	-873円	-	-	
11		広島	B		871円	-871円	-	-	
12		滋賀	B		866円	-866円	-	-	
13		栃木	B		853円	-853円	-	-	
14		茨城	B		849円	-849円	-	-	
15		富山	B		848円	-848円	-	-	
16		長野	B		848円	-848円	-	-	
17		山梨	B		837円	-837円	-	-	
18		北海道	C		861円	-861円	-	-	
19	R2.8.4	岐阜	C	852円	851円	1円	-	-	R2.10.1
20	R2.8.3	福岡	C	842円	841円	1円	-	-	R2.10.1
21		奈良	C		837円	-837円	-	-	
22		群馬	C		835円	-835円	-	-	
23		岡山	C		833円	-833円	-	-	
24		石川	C		832円	-832円	-	-	
25		福井	C		829円	-829円	-	-	
26		新潟	C		830円	-830円	-	-	
27		山口	C		829円	-829円	-	-	
28		和歌山	C		830円	-830円	-	-	
29	R2.8.3	宮城	C	825円	824円	1円	-	-	R2.10.1
30		香川	C		818円	-818円	-	-	
31		徳島	C		793円	-793円	-	-	
32		福島	D		798円	-798円	-	-	
33	R2.8.3	島根	D	792円	790円	2円	-	-	R2.10.1
34		愛媛	D		790円	-790円	-	-	
35		山形	D		790円	-790円	-	-	
36		岩手	D		790円	-790円	-	-	
37		秋田	D		790円	-790円	-	-	
38		青森	D		790円	-790円	-	-	
39		鳥取	D		790円	-790円	-	-	
40		大分	D		790円	-790円	-	-	
41		佐賀	D		790円	-790円	-	-	
42		高知	D		790円	-790円	-	-	
43		熊本	D		790円	-790円	-	-	
44		鹿児島	D		790円	-790円	-	-	
45		長崎	D		790円	-790円	-	-	
46		宮崎	D		790円	-790円	-	-	
47		沖縄	D		791円	-790円	-	-	

令和2年度 特定最低賃金改正決定に関する申出の状況

支局名		最低賃金額	申出者	適用対象業種範囲	適用事業場数 適用労働者数	申出組合事業場数 申出組合労働者数	申出のうち、労争と 対応した事業場 数、労働者数	該当労働者の割合	
7月28日	茨城県最低賃金 改正	改正	E222 鉄鋼業		180 8,744	7 3,964	0 0	7 3,984	45.6%
7月10日	茨城県 注: 低賃金業者、生産用機械器具製造業 工具、楽器用機械器具製造業 注: 最低賃金	改正	E225 生産用機械器具製造業 E226 事務用機械器具製造業 E227 サーキュラ用機械器具製造業		963 33,842	9 13,598	0 0	9 13,598	40.1%
7月6日	茨城県 計量器、測定器、分析装置、試験機、理化学機械器具、医療用機械器具、医療用品製造業 工具、電子部品、電子、電子回路製造業 電子回路、電気機械器具製造業 電子通信機械器具、時計、同部分品 通信機械器具、低賃金	改正	E227 計量器・測定器・分析装置・試験機・理化学 E228 医療用機械器具・医療用品製造業 E229 電子部品・電子・電子回路製造業 E230 電子機械器具製造業 E231 通信機械器具製造業		886 30,138	15 19,725	0 0	15 19,725	65.4%
7月21日	茨城県 各種商品小売業 注: 最低賃金	改正	156		46 4,822	6 4,024	0 0	6 4,024	63.5%

(写)

令和2年8月5日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田中 泉 殿

茨城地方最低賃金審議会

茨城県最低賃金専門部会

部会長 田中 泉

茨城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月3日、茨城地方最低賃金審議会において付託された茨城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の茨城県最低賃金（時間額822円）は平成30年度の茨城県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

	公益委員	労働者委員	使用者委員
部会長	田中 泉	大森 玄則	瓜田 広
部会長代理	清山 琳	高木 英見	加藤 祐一
	井出 晃哉	宮下 有一	水出 浩司

別紙1

茨城県最低賃金

- 1 適用する地域
茨城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 851円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

茨城県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 茨城県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 822円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18~19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度（住宅扶助の実績値のみ平成30年）
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の茨城県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,088円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づいた上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると茨城県最低賃金が生活保護水準を下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$822\text{円}(\text{茨城県最低賃金}) \times 173.8(\text{1箇月平均法定労働時間数}) \\ \times 0.818(\text{可処分所得の総所得に対する比率※}) = 116,862\text{円}$$

※ 0.818は平成30年度地域別最低賃金額の最低額822円で月173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

(写)

茨労発基 0805 第 1 号
令和 2 年 8 月 5 日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田 中 泉 殿

茨 城 労 働 局 長
小 奈 健 男

茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 2 年 7 月 28 日付けをもって 申出代表者 日本基幹産業労働組合連合会
茨城県本部委員長 赤澤 義明から 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第
15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり茨城県鉄鋼業最低賃金(平成
20 年茨城労働局最低賃金公示第 3 号)の改正決定に関する申出があったので、
同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2020年7月28日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

日本基幹

県

事 義

申出書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、茨城県鉄鋼業の最低賃金の金額改正決定を下記の通り申し出る。

(記)

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

茨城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者8,744名

2. 金額改正の決定を申し出る最低賃金の件名

茨城県鉄鋼業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。

尚、最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて、最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 労使の協定書
- (2) 申し出代表者に対する委任状（合意書を含む）
- (3) 茨城県下における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要および合意の効力のおよぶ労働者の範囲。

以上



(写)

茨労発基 0805 第 5 号
令和 2 年 8 月 5 日

茨城地方最低賃金審議会

会長 田 中 泉 殿

茨 城 労 働 局 長
小 奈 健 男

茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 2 年 7 月 9 日付けをもって 申出代表者 電機連合茨城地方協議会議長
山田 康裕及び JAM 北関東茨城県連絡会 会長 柴崎 穎夫から最低賃金法
(昭和 34 年法律第 137 号) 第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり茨城
県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20
年茨城労働局最低賃金公示第 4 号) の改正決定に関する申出があったので、同法
第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

令和2年 7月 9日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

ひたちなか市場
電機連合決
議

土浦市神立中央
JAM北
会

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を求める申出を行なうことに合意し、次の通り申し出る。





茨勞発基 0805 第 6 号
令和 2 年 8 月 5 日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田 中 泉 殿

茨城労働局長
小 奈 健 男

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和 2 年 7 月 6 日付けをもって 申出代表者 電機連合茨城地方協議会議長
山田 康裕から 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の規定
に基づき、別添のとおり茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械
器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・
電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金(平
成 20 年茨城労働局最低賃金公示第 5 号)の改正決定に関する申出があったので、
同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

令和 2年 7月 6日

茨城労働局長 殿

ひたちなか市
電機連合会
議 長

申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業に係る茨城県特定最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。



(写)

茨労基 0805 第 7 号
令和 2 年 8 月 5 日

茨城地方最低賃金審議会
会長 田 中 泉 殿

茨 城 労 働 局 長
小 奈 健 男

茨城県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(踏問)

令和 2 年 7 月 21 日付けをもって 申出代表者 UA ゼンセン茨城県支部支
部長 小島 弘行から 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 1 項の
規定に基づき、別添のとおり茨城県各種商品小売業最低賃金(平成 20 年茨城勞
働局最低賃金公示第 2 号)の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条
の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2020年7月21日

茨城労働局長
小奈 健男 殿

申請組織

茨

申請代表者

茨城県支部

2-1

島

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、茨城県各種商品小売業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

茨城県に於いて、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

*4,024名

2. 改正を申出る最低賃金の件名

茨城県各種商品小売業最低賃金（日本標準産業分類 I 56）

3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正を求める。

最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定とする。

4. 申出の理由

(1) 申出産業に於ける、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金についての労働協約をもって法的最低賃金改正を求めるものである。

(別添えの資料の通り)

(2) 申出産業は茨城県に於いて、販売額などからみても小売業に占めるウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費など地域経済においても重要性を持つこと。

5. 現在適用される法定最低賃金

時間額 871 円



6. 添付書類

- (1) 茨城県下に於ける申出産業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 合意する者の事業別内訳および月額協定賃金と日額、時間額
- (3) 労働協約の写し
- (4) 申出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

以上